解散公告

当社は、平成二十六年十月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月十一日

石川県かほく市高松テ三一番地一

有限会社川由製紐

清算人　森本　隆康

解散公告

当社は、平成二十六年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月十一日

名古屋市千種区千種一丁目一四番三七号

グレートスタッフ株式会社

代表清算人　中島　一史

解散公告

当社は、平成二十六年十月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月十一日

愛知県名古屋市千種区東山通五丁目二〇番一号　エフ・ティー・アルファ株式会社

代表清算人　田中　秀樹

解散公告

当社は、平成二十六年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月十一日

京都府舞鶴市字伊佐津四九番地

有限会社川北事務所

代表清算人　川北　壽邦

解散公告

当社は、平成二十六年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月十一日

横浜市鶴見区寺谷二丁目六番一六号

医療法人社団昭英会

清算人　橋本　英昭

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月三十日開催の社員総会の決議並びに山口県知事の認可により、平成二十六年二月十七日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月十一日

山口県下松市桜町一丁目一四番三三号ベルフラワー相本一階

医療法人のみやま耳鼻咽喉科

清算人　野見山宏壽

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十六年九月十一日付けで岡山県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月十一日

岡山県津山市山北五二―一〇

清算法人高谷池土地改良区

代表清算人　玉置　貞雄

公益信託越谷青少年育成ダルマっ子基金第二十八期決算及び基金終了公告

一、事業概要

越谷市内の青少年が参加する文化・教養・スポーツその他の社会教育活動を行う団体に対する助成

助成金　三件　五〇万円

尚、本公益信託は信託目的の達成が不能となったため平成二十六年十月十七日に終了した。

二、財産目録　平成二十六年十月十七日現在

資産合計　四、六四八、一九四円

負債合計　〇円

正味信託財産　四、六四八、一九四円

平成二十六年十一月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託越谷青少年育成ダルマっ子基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社